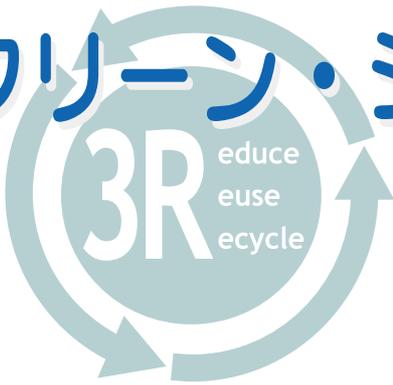


クリーン・ジャパン・ニュースレター



2005年6月発行

No.12

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター

布袋中学校



陶都中学校

修学旅行生のCJC訪問風景（本文2頁）

CONTENTS

- CJCトピックス 2
 - 地域3R支援トピックス(修学旅行生のCJC訪問) 2
 - リサイクル技術開発本多賞(第10回)のお知らせ 2
 - 3R推進功労者等表彰のお知らせ 2
- 容器包装リサイクル法見直しの動向(審議会傍聴記) 3
- CJCにおける調査研究・環境リサイクル情報センター事業の概要(平成16年度) 4
- 行政政策動向 6
- 3R実施状況 7
- お知らせ 8
 - リサイクルデータブック2005刊行のご案内 8
 - 3R関連資料・閲覧サービスのご案内 8
 - 3R学習(容器包装リサイクル)教材貸出のご案内 8
 - CJC-BW定期配信のご案内 8



地域3R支援トピックス(修学旅行生のCJC訪問)

5月20日と27日の両日、廃棄物の処理やリサイクルに関心を持って調べている中学生が当センターに来所しました。(表紙写真)

今回来所したのは、愛知県江南市立布袋中学校の3年生男子4名と岐阜県多治見市立陶都中学校の3年生男子6名で、総合的学習の一環として修学旅行の機会を利用して、廃棄物の処理やリサイクルについて調べるため訪れたものです。

来所の目的や知りたい内容については事前に質問票として提出していただいていたので、これに順次お答えするとともに、経済産業省をはじめとする関連機関において進められている3Rへの取り組み、3Rの現状と課題などについて紹介しました。さらに、3R学習教材(容器包装リサイクル)〔「お知らせ」参照〕を用いて容器包装材がリサイクルされてどのような商品に再生されるのかについて説明したところ、いずれの学校の生徒も熱心に話を聞いている様子でした。特に、学習教材については大変興味をもっていただきました。

また、質疑の時間では活発に質問や意見が出され、この問題に対

する関心の高さと十分に事前勉強をしてきたことがうかがわれ、大変関心しました。

短時間の来所でしたが、今回の来所が契機となって、クラスや家庭で3Rが話し合われ、今まで以上に3Rを身近に感じていただければと思っています。

このように、総合的学習の一環として児童・生徒の皆さんが数人のグループ毎に分かれ、それぞれの学習テーマの決定から関連訪問先の選定までを自主的に進めていく職場訪問が盛んに行われております。

当センターにおきましては、地域3R支援の一環と小学生や中学生向けのホームページを開設しているほか、このような活動にも応えるため、小学校や中学校など児童・生徒の皆さんの研修訪問についても受け入れを行っていますので、ご希望の方は、地域3R支援事務局までご相談ください。

(電話 03-6229-1031 FAX 03-6229-1243)

リサイクル技術開発本多賞(第10回)のお知らせ

当センターでは、リサイクル技術開発本多賞表彰事業を本年度も行います。

この表彰制度は、長年廃棄物リサイクルの分野に携わってこられた(故)本多淳裕先生(元大阪市立大学工学部教授、元当センター参加)が自らの著書出版印税をリサイクル関連開発に従事する研究者・技術者等に提供し、研究を奨励する制度として提案されたもので、平成8年度から数えて本年度は10回目となります。

表彰の対象者は、リサイクル技術の開発に従事し、リサイクル技術に関する優れた研究論文又は技術論文を発表した国内の大学、高専、公的研究機関、民間企業の研究者・技術者(個人又はグループ)で、応募のあった中から当センター内に設置した選考委員会におい

て厳正な審査のうえ、表彰者を決定いたします。

今年度の募集期間は7月1日(金)から9月20日(火)までを予定しております。

近日中に当センターのホームページ(<http://www.cjc.or.jp/>)に応募要領を掲載する予定ですので、これをご参照のうえ、ふるってご応募ください。

<問い合わせ先>

(財)クリーン・ジャパン・センター内

リサイクル技術開発本多賞事務局 [担当: 吉田]

電話 03-6229-1031 FAX 03-6229-1243

3R推進功労者等表彰のお知らせ

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会では、関係官庁の協力を得て、今年度もリデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰を行います。

この表彰制度は、循環型社会に向けて3Rに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績をあげている個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等実務担当部署を表彰することにより、循環型社会の形成の推進を図ることを目的としたもので、本推進協議会会員や関係地方公共団体から推薦のあった個人や団体について、協議会の事務局内に設置した表彰審査委員会で審査・検討を行い、受賞者を決定いたします。

今年度の推薦期間は7月13日(水)までで、表彰式は10月21日(金)を予定しています。

実施要領と推薦要領は当センターのホームページ

(<http://www.cjc.or.jp/>)に掲載されていますのでご参照下さい。

<問い合わせ先>

(財)クリーン・ジャパン・センター内

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局 [担当: 江端]

電話 03-6229-1031 FAX 03-6229-1243



容器包装リサイクル法見直しの動向（審議会傍聴記）

市町村が分別収集・保管した容器包装廃棄物（ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）を事業者が再商品化するという仕組みを定めた容器包装リサイクル法は、平成7年6月に成立・公布され、同年12月の第一段階施行以降概ね10年が経過しました。

本法は、その附則第3条において施行10年後の見直しを規定しており、これを受けて昨年8月から産業構造審議会廃棄物・リサイ

クル小委員会容器包装リサイクルWG及び中央環境審議会において10数回にわたり議論が行われてきました。

本稿は、昨年8月以降本年5月30日に行われた第8回合同会議まで、両審議会の傍聴を通じて得られた情報をもとに、ここまでの主たる議論をまとめたものです。今後、これらの議論を踏まえて中間報告がまとめられ、国民の意見募集（パブリックコメント）を経て今後取るべき必要な処置が決定される予定です。

1. 容器包装リサイクル法の成果、実施状況

(1) 法制定時における課題への対応

法制定時の課題であった最終処分場の残容量の逼迫については、容器包装廃棄物を市町村が分別収集し、それを容器包装の生産・利用事業者が再商品化するシステムを推進することにより、残余年数の増加（平成7年度：8.5年→平成14年度：13.1年）という形で一定の進展が見られています。しかし、市町村の収集したごみ量及びその中に含まれる容器包装廃棄物の比率はさほど減少していないというデータも提示されています。

(2) 国民の意識の向上状況

本法の施行により、国民が容器包装廃棄物の分別排出に取り組むのみならず、詰め替え可能な製品を選択するなど、リデュースにも一定の進展が見られています。しかし、例えば一部の市町村から引き渡されるプラスチック製容器包装廃棄物（再商品化のために選別・圧縮したもの）の中に規定値以上の異物が含まれている、リターナブル容器のシェアの低下傾向が続いている、マイバック持参が進展していないなど、地域間、市民間の格差もいまだに大きく、今後更に意識の底上げを図るなど、国民意識の向上に向けた取り組みが必要です。

(3) 事業者の取り組み状況

大手飲料・食品メーカーの使用しているガラスびん、ペットボトル、プラスチック容器包装の軽量化、減量化は着実に進展しています。また、一部の大手小売店もレジ袋削減など減量化活動を進めています。

例：500ml ペットボトル重量：32g→26g、石鹼洗剤業界14社の容器包装に関するプラスチックの使用量は年々減少傾向にある（95年：72.1千トン→03年：55.7千トン）、スーパーマーケット・コンビニエントストアのマイバック持参運動。

しかし、市町村の収集したごみ量及びその中に含まれる容器包装廃棄物の比率がさほど減少していないというデータなどを踏まえると、このような取り組みが事業者全体に行きわたってはいないとも考えられます。

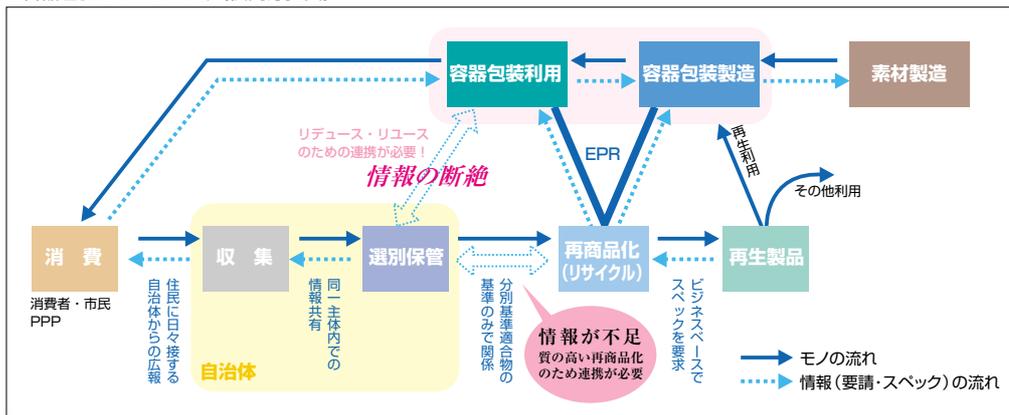
2. 主な論点

(1) 市町村及び事業者の役割分担について

市町村は、市町村が分別収集・選別保管した容器包装廃棄物を事業者が再商品化するという仕組みは、市町村が現在約3,000億円（平成15年度。このうち法施行後の追加的な費用は約380億円）費用負担しているのに対して特定事業の再商品化費用は約400億円に過ぎず、不公平なので見直すべきであると強く主張しています。一方、事業者は、①法施行後の追加的な費用で見れば不公平ではない、②市町村の費用の算出方法は各市町村でまちまちで不透明である、③事業者は容器包装の減量化、再商品化に適した設計のためにさらに膨大な費用を要している、④市町村の分別収集・選別保管の効率化の取り組みの具体的な事例が示されていない、などを根拠に現行の役割分担のなかで各主体がもうしばらく努力をすべきであると強く主張し、対立しています。

このような状況を打開するために、事務局である経済産業省は「現在の役割分担は、今後リサイクルの質の向上等を目指す観点からは、見直しも必要ではないか。」「資源の有効利用の溜りに必要と考えられる分に関して一定の役割を果たすことは考えられないか。」、また、環境省は「分別収集・選別保管に関するコストの一部又は全部を事業者が負担することにより、財政的な負担がネックとなって一部の素材に係る分別収集・選別保管を行っていなかった市町村において、当該素材の分別収集・選別保管が促進される可能性もある。」等の検討の視点・考え方を示しています。

■容器包装リサイクル法（役割分担図）



(2) 再商品化手法について

プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の義務を負う事業者は、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化において材料リサイクルを優先していることに対して強く見直しを求めています。その根拠は、再商品化事業者を決定する入札において、入札金額にかかわらず材料リサイクル事業者を優先しているために競争原理が働かず、材料リサイクルの再商品化費用が極めて高くなっているという事実です。具体的には、

①事業者の負担する再商品化費用が、ケミカルリサイクル手法の場合、プラスチック容器包装廃棄物の分別基準適合物1トンについて平均73,000円なのに対して材料リサイクル手法のそれは平均109,300円である、②再商品化工程において残渣が約50%も発生する、③再商品化された原材料(フレーク、ペレット等)を使用した製品の市場拡大に苦慮している、などです。

また、今後、ますます拡大していくことが予想されるプラスチック容器包装の再商品化量に対して再商品化施設能力も不足しており、このことが原因でケミカルリサイクル手法の再商品化費用も高止まりとなっているので質の高いサーマルリサイクルなど新たな再商品化手法も導入すべきと主張しています。

(3) 小規模事業者の取り扱いについて

再商品化の義務を負う事業者のうち、小規模事業者については、その義務が免除されていますが、その分に相当する費用は市町村が負担しています。市町村にとってこの負担が大きく、見直しを求めています。

(4) 容器包装の範囲、事業系容器包装の取り扱いについて

クリーニング用の袋などサービスに付随する容器包装廃棄物は、現在、本法の対象物になっていませんが、消費者からはこのような取り扱いは極めて分かりにくいので本法の対象とすべきとの声が上がっています。一方、事務局は、サービス業は小規模事業者が多いので費用徴収コストの面で合理性がなく、事業者の自主的な減量・リサイクル努力に委ねた方が良いのではと提案しています。

(5) 紙製容器包装の取り扱いについて

多くの市町村では、紙製容器包装廃棄物について本法の対象とする必要性を感じておらず、分別収集を実施し指定法人ルート(事業者に代わり再商品化を実施)で再商品化を実施している市町村数は少数です(平成16年度実績:281)。

この結果、事業者の納めた再商品化委託費のうち約7割が指定法人の事務処理費に充てられています。このような現状を踏まえて、紙製容器包装廃棄物の再商品化の義務を負う事業者は、この再商品化は従来から紙のリサイクルを担ってきた古紙業界に委ねたほうがよいと主張しています。

これに対し事務局、消費者は、紙製容器包装廃棄物の安定的な再商品化が滞った時に備えて、関係業界にセーフティネットを明確にすることを求めています。

CJCにおける調査研究・環境リサイクル情報センター事業の概要

循環型社会の構築に必要な政策を立案したり、対策を実施する際に有用な基礎的情報を提供することを目的として以下の調査研

究を実施しました。また、これらの成果に加え、様々な3R情報を環境リサイクル情報センターから発信しています。

1. 調査研究の概要

(1) 循環型製品・システム市場化開発調査(経済産業省委託事業)

再生資源の新規用途の開発・拡大等を図るために、以下の6事業について廃棄物を使用した試作品の製造、性能試験、市場調査等の運営管理を行うとともに、エコプロダクト展に試作品等を展示し、多くの人達にその成果を啓発普及しました。

- ①燃え殻・鋳さいを非加熱式方式にて再生したコンクリート用骨材及びその使用品の市場化(伊那石産工業株式会社)
- ②パート・ド・ヴェール技法を用いた透光性を確保した廃棄ガラスの再生利用(クリスタルクレイ株式会社)
- ③使用済み潤滑油と廃食用油による良質燃料油の製造に関する調査・研究(株式会社新日石総研)
- ④解体系廃石膏ボード等の再生技術と循環システムの開発(株式会社竹中工務店)
- ⑤無機系廃棄物を混合した多機能建設資材の製品開発(株式会社フジタ建材)
- ⑥「廃棄消火器」と「し尿」との組合せによる液肥利用(農地への還元技術)と廃棄消火器回収システムの構築(株式会社モリタ)

(2) バイオマス高度リサイクル技術の開発状況調査(高度資源循環技術の開発状況調査:日本自転車振興会補助事業)

バイオマス資源のエネルギー利用技術及びマテリアルリサイクル技術の全体観を整理したうえで、現在稼働中の木質系廃棄物、動植物性残渣の直接燃焼及びメタンガスへの物質変換(メタン発酵)を経由しての発電、蒸気によるエネルギー回収施設の中から、技術、立地、将来性等の観点から顕著な特長のある施設を選定し、事業性の分析、類似施設導入の際の留意事項をまとめました。主な結果の概要は以下の通りです。

①メタン発酵は、技術的にはある程度確立しているが、今回調査した食品廃棄物等の事例で実際に運用されているプラントでは、事業収入は廃棄物の受託処理収入が中心となっており、エネルギー販売による収入は10%程度にすぎない。また、堆肥販売等他の副産物による収入も販路の確保や価格等の問題で収益への寄与は少ない。②一方、直接燃焼は、技術的には成熟した技術でありRPS法の施行の影響もあり、全国的に導入が進められている。バイオマスの集積度に応じて1事業者による実施又は複数事業者が組合化して実施しているが、発生エネルギーの自家消費を優先し、その上で余ったエネルギーを販売することでほぼゼロ〜トン当たり数千円程度の廃棄物処理料金を徴収する程度で事業が成立している。

(3) 飲料・食品容器の回収・リサイクルシステムの現状調査(新規資源循環システムの形成に関する調査研究:日本自転車振興会補助事業)

容器包装リサイクル法の対象外であるオフィス、店舗、自動販売機に設置された回収ボックス等から回収された事業系容器包装廃棄物(缶、びん、ペットボトル、紙パック等)の実態を明らかにするために、調査に適切な規模のモデル自治体を東京近郊から選定し(習志野市)、同市内の事業者からの飲料・食品の容器包装廃棄物の排出、回収、リサイクル状況についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。そのうえで家庭系ものを加えて同市内における全体のマテリアルフローを把握し、今後の回収・リサイクルのあり方について検討を行いました。主な結果は以下の通りです。

①びん、缶は事業系においても、家庭系を含めた全体のマテリアルフローでみても回収・リサイクルが進んでいる。②ペットボトルは資源ごみとして回収されているものの可燃ごみとして焼却処理されているものも少なくない。③紙パックは、事業系の場合、25%程度しか回収・リサイクルされていない。④習志野市においては、事業系容器包装廃棄物のリサイクルにおける市の役割が大きい(事業系容器包装廃棄物の市の施設への受入を実施)。⑤店舗や自動販売機に設置された回収ボックスが一定の役割を果たしているが、家庭ごみの混入などが課題となっている。

(4) 自主回収システムに係る法規制と特例制度の活用に関する調査研究(使用済製品の自主回収システムの構築支援事業：日本自転車振興会補助事業)

事業者が、使用済みとなった自社製品の自主回収・リサイクルシステムを構築することを支援するために、想定されるシステムを類型化したうえで廃棄物処理法の規制並びに特例制度について具体的事例を取入れながら解説した。また、既に構築、運営されている自主回収・リサイクルシステムの事例を調査し、今後、同様なシステムを構築しようとしている事業者に役立つよう整理し、解説した。主な内容は以下の通りです。

①「下取りによる自主回収システム」、「廃棄物処理業の許可による自主回収システム」、「広域認定制度による自主回収システム」構築の解説。
②自主回収システム事例集(既に構築されている事例：パーソナルコンピュータ、砥石、廃タイヤ等。検討中の事例：スプリングマットレス、大型電子楽器等)。

(5) 産業廃棄物(鉱業廃棄物)・有価発生物の動向調査(循環型社会システム動向調査：経済産業省委託事業)

産業廃棄物対策を推進していく際の基礎的な情報である業界毎の特性・動向を把握するために、製造業等(製造業、電気業、ガス業)、鉱業の各事業所から排出される産業廃棄物(鉱業廃棄物を含む)・有価発生物の発生・再資源化・最終処分等の状況(平成15年度実績)を工業団体(52団体)、事業者の協力を得てアンケート調査しました。

その結果、製造業等4,980事業所、鉱業58事業所から回答が得られました。なお、製造業等4,980事業所の結果は、製造品出荷額等で見ると61.5%のカバー率に相当し、このカバー率を使用して全体の姿を拡大推計しています。調査結果は、個別企業情報が特定されないことのないよう統計的に処理したうえで公開し、各工業団体や企業・事業所の廃棄物・リサイクルに関する自主的な取り組みのフォローアップとして活用されています。

(6) 電気電子機器廃棄物リサイクルに係る先導的知見の調査(特定家庭用機器等再商品化調査：経済産業省委託事業)

家電リサイクル法などのリサイクル制度は、従来、自治体が公共サービスとして実施してきた一般廃棄物の処理負担を生産者、小売業者、消費者、市町村に再配分するものであるためにその負担をめぐり新たな利害関係を生じています。従って、リサイクル制度を円滑に運用していくためには、短期的政策目標を設定することなく多様な意見に耳を傾け、それらの研究成果や知見に関する知識ベースを拡大していくことが重要です。そこで、自治体、経済学、工学、環境リスク等の第一線の専門家を講師(早稲田大学：中村教授、東京大学：木村教授、産業技術総合研究所：中西センター長他)に迎え電気電子機器リサイクルに関する先導的知見をご講義頂き、知識の蓄積を図りました。

(7) 品目別・業種別リサイクルガイドライン実施状況調査(循環型製品・システム評価研究：経済産業省委託事業)

産業構造審議会においては、廃棄物処理・リサイクルガイドラインがまとめられ、事業者が取り組むべき事項の目安が提示されています。これらのガイドラインの有用性を評価するための基礎的な情報を把握するために、対象35品目及び18業種について、生産、再資源化、3R促進の社会システム、主要技術、技術開発等の状況について調査しました。

(8) 産業機械における環境配慮設計の現状と課題に関する調査研究(財団法人機械振興協会委託事業)

様々な産業で活用されている産業機械の環境配慮設計の動向、鉄スクラップを中心とした使用済み産業機械の静脈物流の現状と課題を調査し、情報の共有化・基盤整備、解体性向上のための方策、国際静脈物流に対する基本的な考え方について課題を抽出し、産業機械の環境配慮設計を促進するための検討の方向性を整理しました。

2. 環境リサイクル情報センター事業の概要

循環型社会の構築に必要な専門性の高い体系的な情報を事業者、消費者等にワンストップで提供するために以下の事業を実施しました。なお、実施に当たっては有識者で構成された運営委員会を設置して収集すべき情報、提供方法等に関し助言を得ています。

(1) 環境リサイクル情報データバンクの整備(日本自転車振興会補助事業、自主事業)

産業界、国等の廃棄物・リサイクル(3R)関連の報告書、定期刊行物等を収集して体系的に分類し、資料閲覧室において閲覧者に公開しています。

(2) 収集情報の整理、体系化(日本自転車振興会補助事業)

当センターが収集した多数の報告書、定期刊行物等の中から、必要情報が掲載された文献が容易に検索・閲覧できるように内容を分類・整理した「廃棄物・リサイクル情報検索CD-ROM2005」、「リサイクルデータブック2005」、「廃棄物・リサイクル年報」を作成し、関係機関に提供しました。

(3) 定期刊行物の作成頒布(自主事業)

循環型社会の形成に関する技術及び行政動向等を掲載したクリーン・ジャパン・ニュースレターを年4回発行し、当センター関係者、地方自治体、消費者団体等約1,000カ所に配布しました。

(4) インターネット・ホームページの運営(自主事業)

当センターの事業概要や調査研究成果の紹介、我が国のリサイクル(3R)施策の動向、リサイクル(3R)の現状に関する統計データやトピックス等、最新情報をいち早く発信するため、平成10年度以来インターネット・ホームページを継続して運営しています。なお、平成16年度のアクセス件数は、約17万件でした。また、小中学生向けホームページを併設し、環境学習に役立つ情報を引き続き提供しています。また、本年度より最新の廃棄物・3R行政動向を簡潔にまとめたCJCバイウィークリー(CJC-BW)を毎週、当センター関係者にメールで配信しています。

行政・政策動向

法令・制度

■ 廃棄物処理法等の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律が5月11日の参議院本会議で可決・成立しました。今回の改正は、岐阜市における大規模な不法投棄事案、我が国企業が中国に輸出した廃プラスチックに再生利用できないものが混入していた事案などを受けて、廃棄物の不適正処理への対策強化を図るため、保健所

設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪・予備罪の創設などを内容とするもので、一部を除き平成17年10月1日から施行されることとされています。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/frame/joho5.htm>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5761>

■ 廃棄物処理法施行規則等の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が3月28日に公布され、4月1日から施行されました。今回の改正は、(1) 昨年の廃掃法及び廃掃令の改正に伴い土地の形質

の変更に係る指定区域の範囲の詳細、指定の方法、施行方法に関する基準等を定めるとともに、(2) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設等を行うものです。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5834>

■ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の一部改正

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定めることとされている基本方針の一部改正が5月26日に告示されました。今回の改正は、本年2月の中央環境審議会の意見具申「循環型社会の

形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」等を受けて行われたもので、廃プラスチック類の焼却処理や一般廃棄物処理の有料化の推進などが示されています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6010>

■ 海洋汚染防止法施行令の一部改正

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令が6月7日に閣議決定されました。昨年改正された海洋汚染防止法の施行期日を定めると

ともに、海域において排出することのできる水底土砂の基準の設定などを行うもので、施行日は原則として平成19年4月1日とされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6050>

■ 地球温暖化対策関連法令の改正

京都議定書の発効を受け、エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正する法律案が国会で審議されています。

前者は各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対

策を強化する等の措置を講じるものであり、後者は地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加や、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計し公表する制度の導入等を含みます。

<http://www.meti.go.jp/press/20050315006/20050315006.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5788>

■ 京都議定書目標達成計画等の決定

京都議定書目標達成計画及び温室効果ガスの排出抑制等のための政府の実行計画が4月28日の閣議で決定されました。

<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/04/28danwa.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5942>

■ 環境配慮促進法に基づく特定事業者を定める政令の制定等

環境配慮促進法に基づき環境報告書を作成及び公表しなければならない法人として独立行政法人、国立大学法人、その他91法人を定める政令が3月11日に決定され、4月1日から施行されました。

また、同法に基づく環境報告書の記載事項等が策定され、3月30日に公表されました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5778>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5842>

■ 容器包装リサイクル法第20条第2項に基づく公表

経済産業省は4月20日、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)によって定められて

いる再商品化義務を履行しない特定事業者11事業者を同法第20条第2項に基づき公表しました。

<http://www.meti.go.jp/press/20050420006/20050420006.html>

■ コンクリート用再生骨材のJIS制定

3月20日付けで、コンクリート塊に破碎、磨砕、分級等の高度な処理を行って製造した「コンクリート用再生骨材H」のJIS(日本工業規格)が制定されました。今回制定された再生骨材Hは、ビル

などの解体によって発生するコンクリート塊に破碎、磨砕、分級等の高度な処理を行って製造したコンクリート用骨材です。

<http://www.meti.go.jp/press/20050323004/20050323004.html>

審議会の動き

■容器包装リサイクル法見直し

容器包装リサイクル法の見直しについて検討を進めてきた産業構造審議会と中央環境審議会は5月30日、第8回の合同会議を開催し、論点整理を行いました。

(→「容器包装リサイクル法見直しの動向」参照)

また、食品の容器包装についても、農林水産省の懇談会で議論が進められています。

<http://www.meti.go.jp/press/20050530003/20050530003.html>

<http://www.env.go.jp/council/03haiki/y030-33.html>

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050606press_7.html

■自動車用鉛蓄電池のリサイクル

産業構造審議会と中央環境審議会は、自動車用鉛蓄電池のリサイクルに向け、合同会議を設置して検討を開始しました。

<http://www.meti.go.jp/committee/notice/0002915/0002915.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6007>

■製品3Rシステムの高度化

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品3Rシステム高度化ワーキンググループは、製品3Rシステムの高度化について検討を進めており、環境配慮設計や製品中の有害物質の取り扱いに関する提言を含む中間とりまとめが近々公表されると見通しです。

また、環境省でも検討会を設置し、製品中有害物質に起因する環境負荷の低減方策について検討を進めています。

<http://www.meti.go.jp/press/20050531003/20050531003.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6004>

その他

■特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況(平成16年)

平成16年1月～12月における特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の施行状況が経済産業省と環境省から公表されました。これによれば、平成16年における特定有害廃

棄物等の輸出は109件14,057トン、輸入は77件3,971トンなどとなっています。

<http://www.meti.go.jp/press/20050331010/20050331010.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5851>

■2003年度(平成15年度)の温室効果ガス排出量

平成15年度の温室効果ガス排出量が5月26日、環境省から公表されました。これによれば、温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素に換算して約13億3,900万トンで、平成14年度と比較して

約900万トンの増加、京都議定書の規定による基準年(原則として1990年)と比較して8.3%上回る値となっています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6009>

3R実施状況

容器包装リサイクル法に基づく平成16年4月～9月の分別収集・再商品化の実績の集計値(速報値)

環境省は3月23日、平成16年4月～9月に容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施した市町村の累積分別収集量及び累積再商品化量の集計結果を公表しました。これによれば、(1)累積分別収集量はスチール缶、アルミ缶、ガラス製容器各色、紙製容器包装、段ボール、累積再商品化量はスチール缶、アルミ缶、無色ガラス、紙製容器包装、段ボールにおいて前年同時期に比べ減少しており、その他の品目においては、累積分別収集量及び累積再商品化量ともに前年同時期に比べ横ばい又は増加している、(2)ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、前年同時期に比べ累積分別収集量、累積再商品化量ともに1.16～1.19倍の伸びとなっており、各品目の中で最も伸び率が高い、とされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5820>

家電リサイクル法施行状況(平成16年度実績)

経済産業省及び環境省は4月22日、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき製造業者等が全国の指定引取場所及び家電リサイクルプラントにおいて引き取った廃家電4品目の平成16年度の引取台数を公表しました。

これによれば、平成16年度の1年間を通して引き取った廃家電4品目の合計は約1,122万台(前年度比7.2%増)で、その内訳は、テレビが379万台(構成比34%)、洗濯機が281万台(同25%)、冷蔵庫・冷凍庫が280万台(同25%)、エアコンが181万台(同16%)となっています。

<http://www.meti.go.jp/press/20050422004/20050422004.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5912>

グリーン購入による効果等

環境省は3月31日、国等の機関のグリーン購入による効果等に関する調査結果を発表しました。これによれば平成15年度のグリーン購入の取組みによって、4万5千トンのCO₂排出削減が達成されたものと試算され、また、市場における環境物品の占有割合は全体的に広がっており、特に、文具類については、国等の機関のグリーン購入による効果が顕著に現れていると考えられる、とされています。

また、環境省ははじめ官庁のグリーン購入に関する調達方針が公表されています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5849>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5856>

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050406press_1.html

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/00/000526_.html

政府の一般公用車における低公害車の導入状況

環境省は3月29日、政府の一般公用車における低公害車の導入状況について、平成15年度の導入実績及び平成16年度の導入予定台数を公表しました。これによれば、平成15年度の低公害車導入実績台数は1,676台で、平成15年度末低公害車保有台数は4,407台、政府の一般公用車全保有台数に占める導入率は約73%となっています。

また、4月26日には平成16年度における政府の一般公用車における低公害車の導入実績を公表しました。これによれば、平成16年度の低公害車導入実績台数は1,026台で、平成16年度末をもって、政府の全ての一般公用車について低公害車への切替えが完了したとしています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5836>

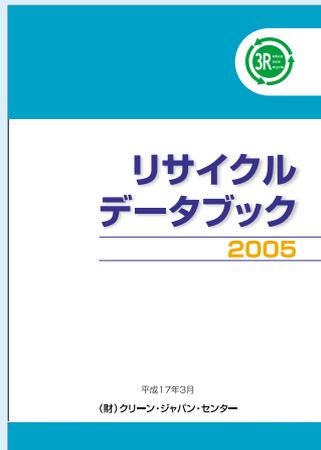
<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5931>

お知らせ

リサイクルデータブック2005刊行のご案内

当センターでは、生産や工事に伴い生ずる廃棄物や副産物及び使用済み製品の現状について、できる限り最新のデータを使用してリサイクルデータブック2005をとりまとめました。

私たちは、多くの天然資源を使用し、生産活動、土木・建設工事を行い製品製造、構造物の構築を行っています。このような活動に伴い、たくさんの副産物が発生しますが、それらにはさらに、価値ある資源(有価物)として製品製造等に使われるもの、または廃棄物として扱われます。また、製品もやがて使用済みとなります。こうした使用済み製品も中古製品として再び流通する場合、または廃棄物としてリサイクル・処理される場合があります。このような生産(生産に伴う副産物・廃棄物の発生)－消費－廃棄－リサイクル－処分という物質フローのうち、本書では、特に生産に伴う副産物・廃棄物、使用済み製品の発生状況並びにリサイクル及び処分等の状況を示す統計データを紹介しています。



3R関連資料・閲覧サービスのご案内

当センター内にある環境リサイクル情報センターでは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する資料の閲覧サービスを行っています。一般には入手困難な当該分野の専門資料を多数保有しております。また、閲覧室には情報検索システムが用意されており、多数の保有資料の中から調べたい情報を検索することができます(当センター賛助会員の方はインターネットを通じて本システムを利用することができます)。どなたでもご利用になれますので、リサイクルや環境ビジネスに関する情報収集に是非ご活用下さい。

【利用時間】午前 9:45～12:00 午後 1:00～ 5:00
 土・日・祝祭日 年末年始は休館



3R学習(容器包装リサイクル)教材貸出のご案内

当センターでは、児童・生徒及び地域住民などが3Rへの理解を深め、日常生活における3R実践に役立つように、身近な製品を題材とした、目で見て触って実感できる3R学習(容器包装リサイクル)教材を地域3R支援事業(経済産業省委託)において制作いたしました。

教材は、サンプル品(紙製容器包装、プラスチック製容器包装、PETボトル、アルミ缶、スチール缶、ガラスびん)、補助教材、指導手引書からなっており、学校の総合的学習・技術科・社会科・理科などの授業又は地域における3Rに関する取組みなどで活用していただけます。

当センターでは、これらの教材の貸出サービスを行っており、貸出を希望される方は、当センター内の地域3R支援事務局までお問い合わせください。

(財)クリーン・ジャパン・センター地域3R支援事務局
 電話：03-6229-1031 fax：03-6229-1243

CJC-BW定期配信のお知らせ

インターネットに代表されるIT技術の進展に伴い、多くの情報が自宅やオフィスにいながら入手できるようになりました。一方で、あふれかえる情報の中から真に重要な情報を抽出することは容易ではありません。

このため、当センターにおきましては、氾濫する情報の中から廃棄物処理・再資源化を促進する上で重要と考えられる情報(主として行政・政策動向)を抽出・整理し、賛助会員の皆様にメールにより隔週ごとにCJCバイウィークリー(CJC-BW)として配信しています。

賛助会員の皆様には賛助会員コーナー(<http://211.2.243.34/%7Ecjc/>)より配信登録いただけますので、是非ご登録いただき、ご活用いただけますようご案内します。

クリーン・ジャパン・ニュースレター No.12

【発行】財団法人クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル北館6階
<http://www.cjc.or.jp/>

電話：03-6229-1031 FAX：03-6229-1243

【発行日】2005年6月

(本紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。)(禁無断転載)